

大学院学生便覧

(獣医学研究科)

令和8年度

(2026年度)

国立大学法人

岩手大学

目 次

科目履修に当たって	1
大学院成績評価基準について	4
I 岩手大学諸規則等	
1. 国立大学法人岩手大学学則	5
2. 国立大学法人岩手大学大学院学則	24
3. 岩手大学学位規則	39
4. 岩手大学において一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算 基準	55
5. 岩手大学における長期にわたる教育課程の履修に関する規則	56
6. 岩手大学における長期にわたる教育課程の履修に関する申し合わせ	57
7. 岩手大学における授業料その他の料金に関する規則	58
II 獣医学研究科諸規則等	
1. 岩手大学大学院獣医学研究科規則	62
2. 岩手大学大学院獣医学研究科博士学位論文審査基準	67
3. 岩手大学大学院獣医学研究科の学位論文審査等に関する細則	68
4. 岩手大学大学院獣医学研究科における課程修了による博士（獣医学）の学位の取り扱いに 関する申し合わせ	73
5. 岩手大学大学院獣医学研究科における学位論文に関する確認	74
6. 学位論文の基礎となる学術論文の基準	75
7. 標準修業年限（4年）未満で学位論文を提出する場合の研究業績の基準について	76
※以下はアイアシスタントにのみ掲載	
III 獣医学研究科教員一覧表	77
IV 関係法令	80

科目履修に当たって

1 岩手大学の目標

岩手大学は、『真理を探究する教育研究の場として、学術文化を創造しつつ、幅広く深い教養と高い専門性を備えた人材を育成することを目指すとともに、地域社会に開かれた大学として、その教育研究の成果をもとに地域社会と国際社会の文化の向上と発展に貢献することを目指す。』を目標として掲げ、その下に「教育目標」、「研究目標」、「社会貢献目標」を設定しています。

詳細は、岩手大学ホームページに掲載していますので、確認してください。(岩手大学HP>概要>目標)

<https://www.iwate-u.ac.jp/about/iwateuniv/idea.html>

2 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

各研究科、専攻等において、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定めています。所属している研究科等のポリシーを必ず確認してください。

詳細は、岩手大学ホームページに掲載しています。(岩手大学HP > 教育方針)

【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

<https://www.iwate-u.ac.jp/about/policy/diploma.html>

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

<https://www.iwate-u.ac.jp/about/policy/curriculum.html>

3 学期区分

1年間で前期、後期の2期に分け、前期は4月1日～9月30日、後期は10月1日～翌年3月31日となっています。(学則第32条)

4 授業科目の単位

大学では授業時間に授業外学習を加えた「学修」によって単位が決められています。

本学では授業45分を1単位時間として計算し、標準的な90分(2単位時間)×15回=1350分(30単位時間)を、100分×14回=1400分で30単位時間と見なします。2単位科目は90時間の学修を必要としますので、授業時間の30単位時間を引いた残り60時間が授業外学習となります。なお、連合農学研究科及び獣医学研究科は90分(2単位時間)×15回で30単位時間と見なします。

5 授業時間

時限	1	2	3	4	5	6
時間	8:35～10:15	10:30～12:10	13:00～14:40	14:55～16:35	16:50～18:30	18:40～20:20

(注) 授業によっては、別に定める時間で行う科目もあります。

6 成績評価

成績評価については、「大学院成績評価基準」を参照してください。

また、各科目の具体的な成績の評価方法及び基準はシラバス(講義要目)に掲載されています。この

シラバスは、アイアシスタント2.0（以下「アイアシスタント」という。）のシラバスページから閲覧できます。

連合農学研究科のシラバスについては、連合農学研究科のWeb ページで公開しています。

7 成績評価に異議がある場合の問い合わせ

成績評価について、シラバス（講義要目）の成績評価基準と照らし合わせた結果、不明な点がある場合は、学生センター①番窓口で所定の手続きを行うことで授業担当教員に問い合わせを行うことができます。問い合わせは、次学期開始前後に一定の期間を設けますが、詳細はアイアシスタント等でお知らせします。

8 教育職員免許状の取得

教育職員になることを望む者は、教育職員免許状を有していなければなりません。

大学院において課程認定を受けている教育職員免許状の種類は専修免許状であり、教科は以下の表のとおりです。

一種免許状を有する者が同一の免許教科の専修免許状を取得するためには、大学院開設科目のうち課程認定を受けた当該教科に関する科目から24単位以上修得しなければなりません。（当該教科に関する科目は、「Ⅱ 各研究科諸規則」の各研究科、専攻の規則を確認してください。）

所定の単位を修得した者は、最終年次に教育職員免許状授与願いを岩手県教育委員会に申請することができます。この手続きについては、アイアシスタント等でお知らせします。

研究科名	課程	専攻名	免許状の種類	教科又は特別支援教育領域
総合科学研究科	修士課程	地域創生専攻	高等学校教諭 専修免許状	工業
		総合文化学専攻	中学校教諭 専修免許状	国語、社会、音楽、美術、英語
			高等学校教諭 専修免許状	国語、地理歴史、公民、音楽、美術、英語
		理工学専攻	高等学校教諭 専修免許状	数学、理科、工業
		農学専攻	高等学校教諭 専修免許状	理科、農業
教育学研究科	教職大学院の課程	教職実践専攻	幼稚園教諭 専修免許状	
			小学校教諭 専修免許状	
			中学校教諭 専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語、ドイツ語、フランス語、中国語
			高等学校教諭 専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、英語、ドイツ語、フランス語、中国語
			特別支援学校教諭 専修免許状	知的障害者に関する教育、肢体不自由者に関する教育、病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育

9 その他

(1) Iⁿ Assistant2.0 (アイアシスタント2.0)

アイアシスタントは、インターネットを利用し、大学教員及び職員と学生とのコミュニケーションを促進するためのシステムで、多様な機能を備えた学修支援システムです。シラバスの検索・閲覧、履修申告の登録、休講・補講・教室変更の確認などができます。このほか地震等の災害時に緊急連絡による安否確認が行われます。

スマートフォン等に、「アイアシスタント」アプリをインストールして利用してください。

[Android版 \(Google Play\)](#)

[iPhone等版 \(App Store\)](#)

アプリを利用できない場合はWebブラウザ版をご利用ください

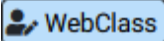
<https://ia2.iwate-u.ac.jp/>

アイアシスタントには、入学時に付与される大学のメールアカウント、パスワードでログインできます。

(2) Iⁿ Folio (アイフォリオ)

アイフォリオは、岩手大学のポートフォリオシステムです。履修状況や単位の修得状況、成績を確認することができます。アイアシスタントの  をタップして利用してください。

(3) WebClass (ウェブクラス)

ウェブクラスは、教材の配布やテスト等、出席確認に利用されます。その他各種アンケート等にも利用されます(授業でウェブクラスを利用するかは、授業担当の教員によります)。なお、ウェブクラスは、アイアシスタントのMY時間割にある科目名か  をタップして利用してください。

(4) 大学メール

入学時に、大学で利用する学生専用のメールアドレス (~@iwate-u.ac.jp) が付与されます。これは個人へのお知らせ等に利用されるもので、緊急時等にもこのメールのお知らせが届きます。アイアシスタントだけではなく、大学メールも毎日(随時)確認するようにしてください。

(5) 図書館の利用

図書館を利用するには、学生証が必要です。詳細については、図書館のホームページを確認してください。

<https://www.lib.iwate-u.ac.jp/>

大学院成績評価基準について

(趣旨)

- 1 この成績評価基準は、岩手大学大学院学則第 15 条の 3 第 2 項及び第 21 条の 6 第 2 項に定める成績の判定に関して、必要な事項を定める。

(学業成績の判定)

- 2 学業成績の判定は、試験、レポート、研究報告、論文及び平常の成績等によって行う。学修の成果に係る評価に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対しその基準をあらかじめ明示すると共に、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(試験)

- 3 試験は、筆答、口頭、発表等により実施する。試験の実施にあたっては、あらかじめ日時を周知する。ただし、授業科目によっては随時行うことがある。この場合の試験方法及び日時は、その授業科目の担当者の定めるところによる。

(平常の成績)

- 4 平常の成績は、随時行う小テスト、学習状況等によって判定する。

(学業成績判定の評語)

- 5 成績判定の評語は、秀、優、良、可及び不可とし、秀、優、良、及び可を合格、不可を不合格とする。

(学業成績の評価基準)

- 6 成績の評価は、絶対評価に基づき、各授業科目につき 100 点を満点として、原則として以下の基準により判定をする。

秀 : 100 点～90 点 (その科目の到達目標を超えて秀でた成績)
優 : 89 点～80 点 (その科目の到達目標にふさわしい優れた成績)
良 : 79 点～70 点 (その科目の到達目標をおおむね満たす成績)
可 : 69 点～60 点 (その科目の到達目標を最低限度満たす成績)
不可 : 59 点～ 0 点 (その科目の到達目標に達していない成績)

(不正行為の取り扱い)

- 7 試験に際し不正行為を行った者については、当該学期の学業成績は判定しない。

I 岩手大学諸規則等

1. 国立大学法人岩手大学学則

(岩手大学ホームページでも確認できます。 岩手大学について > 公開情報 > 情報公開 > 関係規則・公表規則等)

<https://www.iwate-u.ac.jp/about/disclosure/files/regulations/10100010.pdf>

国立大学法人岩手大学学則

平成16年4月1日 制定
令和8年3月26日 最終改正

目次

第1章 総則

- 第1節 目的 (第1条)
- 第2節 構成 (第2条―第9条)
- 第3節 役員 (第10条)
- 第4節 職員 (第11条―第16条)
- 第5節 役員会、教育研究評議会、経営協議会等 (第17条―第24条)
- 第6節 事務組織及び技術支援組織 (第25条・第26条)
- 第7節 教育研究等の状況の公表等 (第27条)
- 第8節 自己評価等 (第28条)
- 第9節 ダイバーシティの推進 (第28条の3)

第2章 学部通則

- 第1節 修業年限、在学期間等 (第29条・第30条)
- 第2節 学年、学期及び休業日 (第31条―第33条)
- 第3節 収容定員等 (第34条)
- 第4節 教育課程 (第35条―第46条)
- 第5節 入学、卒業、転学、留学、休学、復学及び退学等 (第47条―第60条の2)
- 第6節 教育職員免許 (第61条)
- 第7節 検定料、入学料及び授業料 (第62条―第67条)
- 第8節 表彰、除籍及び懲戒 (第68条―第70条)

第3章 補則

- 第1節 学生証 (第71条)
- 第2節 健康診断 (第72条・第73条)
- 第3節 福利厚生施設 (第74条)
- 第4節 科目等履修生、研究生及び特別聴講学生 (第75条―第77条)
- 第5節 外国人留学生 (第78条)
- 第6節 研修員等 (第79条・第80条)
- 第7節 公開講座及び科学教育研究室 (第81条・第82条)

附則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）は、真理を探究する教育研究の場として、学術文化を創造しつつ、幅広く深い教養と高い専門性を備えた人材を育成することを旨すとともに、社会に開かれた大学として、その教育研究の成果をもとに地域社会と国際社会の文化の向上と発展に貢献することを目的とする。

2 本学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第2節 構成

(学部)

第2条 本学に次の学部を置く。

人文社会科学部
教育学部
理工学部
農学部
獣医学部

(学科及び課程)

第3条 各学部に学科又は課程を次のとおり置く。

学 部	学科又は課程
人文社会科学部	人間文化課程
	地域政策課程
教育学部	学校教育教員養成課程
理工学部	理工学科
農学部	食料農学科
	生命科学科
	地域環境科学科
	動物科学・水産科学科
獣医学部	共同獣医学科

(大学院)

第4条 本学に大学院を置く。

2 前項の大学院に次の研究科を置く。

総合科学研究科 修士課程
教育学研究科 専門職学位課程（教職大学院の課程）
理工学研究科 博士課程
獣医学研究科 博士課程
連合農学研究科 博士課程

3 大学院の学則は、別に定める。

(教育研究施設)

第5条 本学に次の教育研究施設を置く。

地域防災研究センター
平泉文化研究センター
三陸水産研究センター
ものづくり技術研究センター
次世代アグリイノベーション研究センター

分子接合技術研究センター

2 前項の教育研究施設に関する規則は、別に定める。

(教育研究基盤施設)

第6条 本学に次の教育研究基盤施設を置く。

図書館
保健管理センター
情報基盤センター
国際教育センター

2 前項の教育研究基盤施設に関する規則は、別に定める。
(教育研究支援施設)

第7条 本学に次の教育研究支援施設を置く。

教学マネジメントセンター
地域協創教育センター
教員養成支援センター
研究支援・産学連携センター
R I 総合実験センター

2 前項の教育研究支援施設に関する規則は、別に定める。

(特定事業推進室)

第7条の2 本学に次の特定事業推進室を置く。

地域社会教育推進室
環境マネジメント推進室
ダイバーシティ推進室

2 前項の特定事業推進室に関する規則は、別に定める。

(学部附属の教育研究施設)

第8条 本学に次の学部附属の教育研究施設を置く。

人文社会科学部	こころの相談センター 宮沢賢治いわて学センター
教育学部	附属教育実践・学校安全学研究開発センター 附属自然観察園
理工学部	附属ソフトパス理工学総合研究センター 附属ものづくりエンジニアリングファクトリー 附属理工系教育研究基盤センター
農学部	附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センター 附属畜産飼料総合教育研究センター 附属生物環境制御装置室 附属植物園 附属農業教育資料館 附属自然エネルギー利用温室
獣医学部	附属動物病院 附属動物医学食品安全教育研究センター 附属産業動物臨床・疾病制御教育研究センター

2 前項の学部附属の教育研究施設に関する規則は、別に定める。

(共同利用)

第8条の2 前条第1項に掲げる農学部附属寒冷フィールドサイエンス教育研究センターは、本学の教育研究上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することが

できる。

2 前項に関し必要な事項は、別に定める。

(附属学校)

第9条 教育学部に次の附属学校を置く。

附属幼稚園

附属小学校

附属中学校

附属特別支援学校

2 前項の附属学校に関する規則は、別に定める。

第3節 役員

(役員)

第10条 本学に次の役員を置く。

一 学長

二 理事

三 監事

第4節 職員

(職員)

第11条 本学に次の職員を置く。

教員（教授、准教授、講師、助教、副園長・副校長、主幹教諭、教諭及び養護教諭をいう。）、事務職員、専門職員、技能職員及び医療職員

2 前項の教員（副園長・副校長、主幹教諭、教諭及び養護教諭を除く。次項において同じ。）は別表1に掲げるいずれかの組織に所属する。

3 前項の規定にかかわらず、第1項の教員のうち学長が必要と認めた者については、別表1に掲げる組織に所属させないことができる。

(副学長)

第12条 本学に副学長を置き、第10条に規定する理事のうち、教育研究に関する業務を担当する者をもって充てる。

2 前項に規定するもののほか、本学の意思決定と執行を円滑に行うため、副学長を置くことができる。

(学部長及び副学部長)

第13条 各学部に学部長を置く。

2 前項の学部長を補佐するため、各学部に副学部長を置く。

(教育研究施設の長)

第13条の2 教育研究施設に長を置く。

(教育研究基盤施設の長)

第14条 教育研究基盤施設に長を置く。

(教育研究支援施設の長)

第14条の2 教育研究支援施設に長を置く。

(特定事業推進室の長)

第14条の3 特定事業推進室に長を置く。

(学部附属の教育研究施設の長)

第15条 学部附属の教育研究施設に長を置く。

- 2 宮沢賢治いわて学センター長は、人文社会科学部の学部長をもって充てる。
- 3 附属教育実践・学校安全学研究開発センター長は、教育学部の学部長をもって充てる。

(附属学校の校長等)

第16条 附属学校に園長又は校長を置く。

第5節 役員会、教育研究評議会、経営協議会等

(役員会)

第17条 本学に、本学的意思決定と執行に責任を持つ機関として役員会を置く。

- 2 前項の役員会に関する規則は、別に定める。

(教育研究評議会)

第18条 本学の教育研究に関する重要事項について審議するため、教育研究評議会を置く。

- 2 前項の教育研究評議会に関する規則は、別に定める。

(経営協議会)

第19条 本学の経営に関する重要事項について審議するため、経営協議会を置く。

- 2 前項の経営協議会に関する規則は、別に定める。

(学長選考・監察会議)

第20条 本学に、学長選考・監察会議を置く。

- 2 前項の学長選考・監察会議に関する規則は、別に定める。

(学長・副学長会議)

第21条 本学的意思決定と執行を円滑に行うため、学長・副学長会議を置く。

- 2 前項の学長・副学長会議に関する規則は、別に定める。

(学部長・研究科長会議)

第22条 学長、理事及び副学長と学部等との連絡調整並びに教育研究及び経営に関する重要事項の意見集約に当たるため、学部長・研究科長会議を置く。

- 2 前項の学部長・研究科長会議に関する規則は、別に定める。

(教員人事会議)

第22条の2 本学における教員人事の基本方針について検討するとともに、全学的観点及び戦略的観点から教員人事について審議するため、教員人事会議を置く。

- 2 前項の教員人事会議に関する規則は、別に定める。

(教授会)

第23条 本学の各学部に教授会を置く。

- 2 前項の教授会に関する規則は、別に定める。

(学科会議及び課程会議)

第23条の2 第3条に規定する学科又は課程に学科会議又は課程会議を置く。

2 前項の学科会議及び課程会議に関する規則は、別に定める。

(委員会)

第24条 本学に、専門的な観点から全学的意思形成に資するため、必要な委員会を置く。

2 前項の委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第6節 事務組織及び技術支援組織

(事務組織)

第25条 本学における企画立案事務、教育研究支援事務及び管理事務等を行うため、事務組織を置く。

2 前項の事務組織に関する規則は、別に定める。

(技術支援組織)

第26条 本学における教育研究の技術支援を行うため、技術支援組織を置く。

2 前項の技術支援組織に関する規則は、別に定める。

第7節 教育研究等の状況の公表等

(教育研究等の状況の公表等)

第27条 本学は、本学の教育研究、組織運営及び財務の状況を公表（情報提供を含む。）するものとする。

2 前項の公表に当たっては、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。

第8節 自己評価等

(自己評価等)

第28条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究、組織運営及び施設設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びに実施体制については、別に定める。

3 第1項の点検及び評価の結果については、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

第28条の2 削除

第9節 ダイバーシティの推進

(ダイバーシティの推進)

第28条の3 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学におけるダイバーシティの推進を図るものとする。

第2章 学部通則

第1節 修業年限、在学期間等

(修業年限、在学期間等)

第29条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、獣医学部共同獣医学科については、その修業年限は、6年とする。

- 2 本学の科目等履修生として一定の単位（学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を修得した者が本学に入学する場合において、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して本学が定める期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。
- 3 在学期間は、修業年限の2倍を超えることはできない。

（在学期間の特例）

第30条 本学に3年以上在学した者（獣医学部共同獣医学科に在学するものを除く。）が、卒業の要件として本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、前条第1項本文の規定にかかわらずその卒業を認めることができる。

第2節 学年、学期及び休業日

（学年）

第31条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 前項に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させ及び卒業させることができる。

（学期）

第32条 学年を2学期に分け、前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 学長が必要と認めるときは、学期の始期前及び終期後に当該学期の授業を行うことができる。

（休業日）

第33条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 三 夏季休業 8月5日から9月30日まで
- 四 冬季休業 12月24日から翌年1月7日まで
- 五 春季休業 卒業式の翌日から3月31日まで
- 2 学長が必要と認めるときは、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長が必要と認めるときは、臨時の休業日を定めることができる。

第3節 収容定員等

（収容定員等）

第34条 各学部学科又は課程の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
人文社会科学部	人間文化課程	125名	6名	512名
	地域政策課程	75名	4名	308名
	計	200名	10名	820名
教育学部	学校教育教員養成課程	160名		640名
	計	160名		640名
理工学部	理工学科	414名	20名	1,696名
	計	414名	20名	1,696名

農 学 部	食料農学科	50名	2名	204名
	生命科学科	51名	1名	206名
	地域環境科学科	70名	1名	282名
	動物科学・水産科学科	55名	1名	222名
	計	226名	5名	914名
獣 医 学 部	共同獣医学科	30名		180名
	(東京農工大学農学部共同獣医学科)	(35名)		(210名)
	計	30名		180名
備考 () は、本学と共同獣医学科を設置している東京農工大学農学部共同獣医学科の入学定員及び収容定員であり、外数とする。				

第4節 教育課程

(教育課程の編成)

第35条 本学は、大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を設定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部及び学科又は課程等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう配慮するものとする。

3 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(特別の課程の編成)

第35条の2 本学は、前条に規定するもののほか、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成することができる。

2 前項の特別の課程に関する規則は、別に定める。

(教育体系)

第36条 本学における教育体系は、一貫教育の観点から教養教育及び共同獣医学科の共通教育並びに専門教育とし、教養教育には教養教育科目を、共同獣医学科の共通教育(以下「共通教育」という。)には共通教育科目を、専門教育には専門教育科目を置くものとする。

2 教養教育及び共通教育は、全学体制で実施し、本学の教員は教養教育及び共通教育の実施・発展に努め、担当する責任を負うものとする。

3 専門教育は、各学部の責任において実施する。

4 教養教育及び共通教育に関し必要な事項は、別に定める。

5 専門教育に関し必要な事項は、各学部が定める。

6 第1項に定める科目のほか、国際教育科目を置くものとし、必要な事項は、別に定める。

(学生の修得すべき単位数)

第37条 学生が修得すべき単位数は、別表2のとおりとする。

(単位の計算方法)

第38条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらの必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 3 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、第1項に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(授業期間)

- 第38条の2 授業は、学期ごとに15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りではない。

(授業の方法)

- 第39条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
 - 3 前2項の授業は、外国において履修させることができる。

(成績評価基準等の明示等)

- 第39条の2 本学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
- 2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

- 第39条の3 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の授与)

- 第40条 科目を履修した場合には、成績を審査し、合格した者に対して所定の単位を与える。
- 2 成績の審査は、試験、報告書、論文及び平常の成績によって行う。
 - 3 成績の評価は、秀、優、良、可及び不可とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

- 第41条 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。
- 2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第42条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第55条の規定による留学の場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学院授業科目の履修)

第42条の2 学生が本学大学院に進学を志望し、本学が教育上有益と認めるときは、進学を志望する研究科長(総合科学研究科の場合は、専攻長)の許可を得て、当該大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項に関し必要な事項は別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第43条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第44条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により、修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第42条及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(遠隔授業により修得することができる単位数)

第45条 第39条第2項の授業の方法により修得することができる単位数は60単位を超えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)で卒業の要件として定める単位数を超える単位数を卒業の要件としている学科・課程においては、第39条第1項の授業方法により64単位以上(ただし、共同獣医学科は122単位以上)を修得しているときは、60単位を超えることができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第46条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期にわたる教育課程の履修に関する規則は、別に定める

第5節 入学、卒業、転学、留学、休学、復学及び退学等

(入学資格)

第47条 本学に入學できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 高等学校を卒業した者
- 二 中等教育学校を卒業した者
- 三 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が指定する日以後に修了した者
- 四 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- 五 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 六 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 七 文部科学大臣が指定した者
- 八 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 九 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学志願の手続)

第48条 入学を志願する者は、所定の期間内に別に指定する関係書類に、検定料を添えて本学に提出しなければならない。

(合格者の決定)

第49条 学長は、前条の入学志願者について、選考の上合格者を決定する。

(入学の手続)

第50条 合格者は、所定の期間内に別に指定する関係書類に入学料を添えて本学に提出しなければならない。

(入学の許可)

第51条 学長は、前条の手続を経た者に対し、入学を許可する。

(卒業の認定)

第52条 学長は、所定の修業年限以上在学し、かつ所定の科目の単位を修得した者に対し、教授会の審議を経て卒業を認定する。

(学位の授与)

第53条 前条の規定により卒業を認定された者には、学士の学位を授与する。

2 前項に規定するもののほか、学位の授与については、別に定める。

(履修証明の交付)

第53条の2 本学は、第35条の2の規定により特別の課程を修了した者に対し、その修了を認定し、修了の事実を証する証明書を交付する。

(転学部)

第54条 本学の他の学部に転学部を志願する者がいるときは、選考の上許可することがある。

2 前項の転学部について必要な事項は、別に定める。

(転学科及び転課程)

第54条の2 同一学部の他の学科又は課程に転学科又は転課程を志願する者があるときは、選考の上許可することがある。

2 前項の転学科及び転課程について必要な事項は、別に定める。

(留学)

第55条 本学が教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該大学又は短期大学に留学することを許可することができる。

2 留学の期間は、第29条第1項に規定する修業年限に含めるものとする。

(休学)

第56条 疾病その他の事由により、3月以上修学できない者は、休学願を提出し、学長の許可を得るものとする。

2 疾病のため、修学が不相当と認められる者に対して、学長は、休学を命ずることができる。

3 第1項の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、願い出により引き続き休学することができる。

4 休学期間は、通算して第29条第1項に規定する修業年限を超えることはできない。

5 前項の休学期間は、第29条第3項に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第57条 学生は、休学期間が満了したときは、復学するものとする。

2 休学期間が満了する前に休学の事由が消滅したときは、復学願を提出し、学長の許可を得るものとする。

(退学等)

第58条 疾病その他の事由により退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を得るものとする。

2 他の大学に入学、転学又は本学に改めて入学を志願する者は、受験願を提出し、学長の許可を得るものとする。

(再入学)

第59条 本学を退学した者が同一学部の同一学科又は課程に再入学を願い出たときは、選考の上許可することがある。

2 前項の再入学の取扱いについては、別に定める。

(編入学)

第60条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を願い出たときは、選考の上許可することがある。

一 大学を卒業した者又は大学に2年以上在学し所定の単位を修得した者

二 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

三 外国の短期大学を卒業した者又は外国の短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を我が国において修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）

四 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）

- 五 高等学校等の専攻科のうち、文部科学大臣が定める基準を満たすものを修了した者（学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。）
 - 六 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条の規定により大学に編入学することができる者
 - 七 工業教員養成所又は養護教諭養成所を卒業した者
 - 八 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者
- 2 前項の編入学の取扱いについては、別に定める。

（転入学）

- 第60条の2 他の大学から本学に転入学を希望する者があるときは、選考の上許可することができる。
- 2 前項の転入学の取扱いについては、別に定める。

第6節 教育職員免許

（教育職員免許）

- 第61条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 2 本学の学部の学科又は課程において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び教科は、別表3に掲げるとおりとする。

第7節 検定料、入学料及び授業料

（検定料、入学料及び授業料の額）

- 第62条 検定料、入学料及び授業料の額は、岩手大学における授業料その他の料金に関する規則の定めるところによる。

（授業料の納付）

- 第63条 授業料は、前期及び後期の2期に分けて、それぞれ年額の2分の1に相当する額を、前期にあつては5月、後期にあつては11月に納付しなければならない。

（検定料、入学料及び授業料の免除又は徴収猶予）

- 第64条 検定料、入学料及び授業料は、別に定めるところにより免除又は徴収猶予を認めることがある。

第65条 削除

（退学、復学又は停学の場合の授業料の納付）

- 第66条 学生が退学し、又は退学を命ぜられた場合は、その日の属する期の授業料を、休学中の者が復学した場合は、その日の属する月から次の徴収の時期前までの月割の授業料を、また、停学を命ぜられた場合は、その期間中も授業料を納付しなければならない。

（検定料、入学料及び授業料の返還等）

- 第67条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、学部における入学者選抜試験において出願書類等による選抜（以下この項において「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項において「第2段階目の選抜」という。）を行う場合、第1段階目の選抜で不合格になった者に対し、第2段階目の選抜に係る検定料に

相当する額を返還する。

- 3 学部における入学者選抜試験に際し、個別学力検査出願受付後に大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した者に対しては、第1項の規定にかかわらず、前項の規定を準用し、第2段階目の選抜に係る検定料に相当する額を返還する。
- 4 検定料を納付した者が、入学試験日までに災害救助法対象の災害に被災し、納付した検定料の返還を申請し許可された場合には、第1項の規定にかかわらず、当該検定料に相当する額を返還する。
- 5 入学を許可されたときに授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合には、第1項の規定にかかわらず、当該授業料相当額を返還する。
- 6 授業料を納付した者が、授業料の納付時期前及び納付時期に休学を許可され又は命ぜられた場合並びに退学を許可された場合には、第1項の規定にかかわらず、当該期間に係る授業料免除相当額を返還する。
- 7 前期分授業料納付の際、前期分及び後期分授業料を納付し、後期分授業料の納付時期前に退学を命ぜられた場合には、第1項の規定にかかわらず、後期分の授業料に相当する額を返還する。
- 8 入学料又は授業料を納付した者が、免除を申請し許可された場合には、第1項の規定にかかわらず、当該入学料又は授業料に係る免除相当額を返還する。

第8節 表彰、除籍及び懲戒

(表彰)

- 第68条 学長は、表彰に値する顕著な業績等がある学生を、表彰することがある。
- 2 前項の表彰に関する規則は、別に定める。

(除籍)

- 第69条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を、教授会の審議を経て除籍する。
- 一 第29条第3項に規定する在学期間を超えた者
 - 二 休学期間が第29条第1項に規定する修業年限を超えてなお復学できない者
 - 三 入学料の免除若しくは徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が認められなかった場合又は半額の免除若しくは徴収猶予が認められた場合において、所定の期間内に入学料を納付しない者
 - 四 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - 五 死亡又は長期にわたり行方不明の者

(懲戒)

- 第70条 この学則に背き、学生としての本分に反し、また学内の秩序を乱す行為があったときは、教授会の審議を受け、教育研究評議会の議を経て学長が当該学生を懲戒する。
- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
 - 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
 - 一 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - 二 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者
 - 三 正当な理由がなく、出席が常でない者
 - 四 学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第3章 補則

第1節 学生証

(学生証)

第71条 学生は、別に定める学生証の交付を受け、常にこれを所持しなければならない。

第2節 健康診断

(健康診断の実施)

第72条 本学は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づき、毎年定期に健康診断を行う。また、学長が必要と認めた場合には、臨時の健康診断を行うことがある。

(健康診断の受診)

第73条 学生は、本学が行う健康診断を受けなければならない。

第3節 福利厚生施設

(福利厚生施設)

第74条 本学に、学生寮、大学会館、課外活動施設等の福利厚生施設を置く。

2 前項の福利厚生施設に関する規則は、別に定める。

第4節 科目等履修生、研究生及び特別聴講学生

(科目等履修生)

第75条 本学の学生以外の者で、本学が開設する授業科目の履修を志願するものがあるときは、本学の授業に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

2 前項の科目等履修生に関する規則は、別に定める。

(研究生)

第76条 本学において特定の専門的事項の研究を志願する者があるときは、本学の教育又は研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 前項の研究生に関する規則は、別に定める。

(特別聴講学生)

第77条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で、本学の授業科目を履修しようとする者があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 前項の特別聴講学生に関する規則は、別に定める。

第5節 外国人留学生

(外国人留学生)

第78条 外国人（日本国籍を有しない者）で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第6節 研修員等

(研修員)

第79条 公共の機関から特別の必要上研修員として委託の申請があったときは、別に定めるところによりこれを研修員として許可することがある。

(受託研究員)

第80条 公共の機関又はその他の機関から特別の必要上研究員として委託の申請があったときは、別に定めるところにより、これを受託研究員として許可することがある。

第7節 公開講座及び科学教育研究室

(公開講座)

第81条 本学に、公開講座を開設する。

2 前項の公開講座については、別に定める。

(科学教育研究室)

第82条 本学に、小学校、中学校及び高等学校の現職の教員の資質向上のため、科学教育研究室を置く。

2 前項の科学教育研究室に関する規則は、別に定める。

附 則

(省略)

1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。

2 岩手大学評価室規則（平成19年2月20日制定）は廃止する。

別表1 第11条第2項に定められた教員所属組織

人文社会科学部
教育学部
理工学部
農学部
獣医学部
連合農学研究科
第5条に定める教育研究施設の各施設
第6条に定める教育研究基盤施設の各施設
第7条に定める教育研究支援施設の各施設
第7条の2に定める特定事業推進室の各室

別表2 第37条に定められた学生の修得すべき単位数

学部	学科又は課程	コース	教養教育科目	共通教育科目	専門教育科目	合計
人文社会科学部	人間文化課程		28		98	126
	地域政策課程					
教育学部	学校教育教員養成課程	小学校教育コース	28		109 ～118	137 ～146
		中学校教育コース			106 ～115	134 ～143
		理数教育コース			109 ～111	137 ～139
		特別支援教育コース			107	135
理工学部	理工学科	化学コース	28		99	127
		数理・物理コース				
		材料科学コース				
		知能情報コース				
		クリエイティブ情報コース				
		電気電子通信コース				
		機械知能航空コース				
		社会基盤・環境工学コース				
農学部	食料農学科	農学コース	28		98	126
		食品健康科学コース				
	生命科学科	分子生物機能学コース				
		分子生命医科学コース				
	地域環境科学科	革新農業コース				
		森林科学コース				
動物科学・水産科学科	動物科学コース					
	水産システム学コース					
獣医学部	共同獣医学科			30	159	189

別表3 第61条第2項に定められた免許状の種類及び教科又は特別支援教育領域

学 部	学科又は課程	免許状の種類	教科又は特別支援教育領域
人文社会科学部	人間文化課程	中学校教諭 一種免許状	国語、社会、英語
		高等学校教諭 一種免許状	国語、地理歴史、公民、英語
	地域政策課程	高等学校教諭 一種免許状	公民
教育学部	学校教育教員養成 課程	小学校教諭 一種免許状	
		中学校教諭 一種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、英語
		高等学校教諭 一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、英語、情報
		特別支援学校 教諭 一種免許状	知的障害者に関する教育、肢体不自由者に関する教育、病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育
理工学部	理工学科	高等学校教諭 一種免許状	数学、理科、工業、情報
農学部	食料農学科	高等学校教諭 一種免許状	理科、農業
	生命科学科		理科
	地域環境科学科		理科、農業
	動物科学・水産科学科		理科、農業

2. 国立大学法人岩手大学大学院学則

(岩手大学ホームページでも確認できます。 岩手大学について > 公開情報 > 情報公開 > 関係規則・公表規則等)

<https://www.iwate-u.ac.jp/about/disclosure/files/regulations/10100020.pdf>

国立大学法人岩手大学大学院学則

平成16年4月1日 制定
令和7年2月27日 最終改正

第1章 総則

(目的)

- 第1条 国立大学法人岩手大学大学院（以下「本大学院」という。）は、学術の理論及び応用を教育研究し、国際的な学術文化の創造を目指すとともに、幅広く高度な学識と専門的な能力を備えた人材又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を備えた人材の育成を通じて、地域社会と国際社会の文化の進展に寄与することを目的とする。
- 2 本大学院は、研究科又は専攻ごとに人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

第2章 組織

(研究科及び課程)

- 第2条 本大学院に次の研究科及び課程を置く。

総合科学研究科
教育学研究科
理工学研究科
獣医学研究科
連合農学研究科

- 2 総合科学研究科の課程は、修士課程とする。
- 3 理工学研究科及び連合農学研究科の課程は、後期3年のみの博士課程とする。
- 4 獣医学研究科の課程は、博士課程とする。
- 5 教育学研究科の課程は、専門職学位課程（学校教育法第99条第2項に定める専門職大学院の課程）とし、専門職大学院設置基準第26条第1項に定める教職大学院の課程（以下「教職大学院の課程」という。）とする。

(連合農学研究科における教育研究の実施)

- 第3条 連合農学研究科の教育研究は、国立大学法人岩手大学（以下「本学」という。）、国立大学法人弘前大学（以下「弘前大学」という。）、国立大学法人山形大学（以下「山形大学」という。）及び国立大学法人福島大学（以下「福島大学」という。）の協力により実施するものとする。

第4条 削除

(専攻)

第5条 各研究科に次の専攻を置く。

研究科名	課程	専攻
総合科学研究科	修士課程	地域創生専攻
		総合文化学専攻
		理工学専攻
		農学専攻
教育学研究科	教職大学院の課程	教職実践専攻
理工学研究科	博士課程	自然・応用科学専攻
		システム創成工学専攻
		デザイン・メディア工学専攻
獣医学研究科	博士課程	共同獣医学専攻
連合農学研究科	博士課程	生物生産科学専攻
		生物資源科学専攻
		地域環境創生学専攻

(教員組織)

第6条 本大学院（連合農学研究科を除く。）の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）又は授業を担当する教員は、本学の教授、准教授、講師及び助教並びに非常勤講師、客員教授、客員准教授、特命教授及び特命准教授とする。ただし、必要あるときは、このほか所定の資格基準に基づき、他の者を第7条第1項に規定する教授会の議を経て学長が委嘱することができる。

- 2 連合農学研究科における授業並びに研究指導及び研究指導の補助を担当する教員は、当該研究科の専任の教員並びに客員教授及び客員准教授並びに本学、弘前大学、山形大学及び福島大学に所属する専任の教員であって、当該研究科における研究指導を担当する資格を有するもの（以下「連合農学研究科の教員」という。）のうちから指名された者とする。
- 3 前項に規定するもののほか連合農学研究科の教員組織については、連合農学研究科において、別に定める。
- 4 博士課程を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程又は教職大学院の課程を担当する教員のうち博士課程が定める資格を有するものがこれを兼ねることができる。

(運営組織)

第7条 本大学院の管理運営のため、大学院委員会並びに総合科学研究科を除く各研究科に研究科教授会及び専攻会議を置き、総合科学研究科に運営委員会及び専攻教授会（以下研究科教授会及び専攻教授会を併せて「教授会」という。）を置く。

- 2 前項の大学院委員会、運営委員会、教授会及び専攻会議に関する規則は、別に定める。

第8条 連合農学研究科の管理運営の基本に関し、構成大学間の連絡調整を図るため、連合農学研究科構成法人間連絡調整委員会を置く。

- 2 前項の委員会に関する規則は、別に定める。

(研究科長等)

第9条 各研究科（連合農学研究科を除く。）に研究科長及び副研究科長を置く。

- 2 理工学研究科の研究科長及び副研究科長は、理工学部の学部長及び副学部長をもって充てる。
- 3 連合農学研究科に研究科長及び研究科長補佐を置く。
- 4 獣医学研究科の研究科長及び副研究科長は、獣医学部の学部長及び副学部長をもって充てる。

(自己評価等)

第10条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究、組織運営及び施設設備について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びに実施体制については、別に定める。

3 第1項の点検及び評価の結果については、岩手大学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

第3章 収容定員等、標準修業年限及び在学期間

(収容定員等)

第11条 研究科の専攻別収容定員等は、次の表のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	入学定員	収容定員
総合科学研究科	修士課程	地域創生専攻	54名	108名
		総合文化学専攻	10名	20名
		理工学専攻	180名	360名
		※農学専攻	50名	100名
		計	294名	588名
教育学研究科	教職大学院の課程	教職実践専攻	16名	32名
		計	16名	32名
理工学研究科	博士課程	自然・応用科学専攻	6名	18名
		システム創成工学専攻	9名	27名
		デザイン・メディア工学専攻	3名	9名
		計	18名	54名
獣医学研究科	博士課程	※共同獣医学専攻	5名	20名
		(東京農工大学大学院農学府共同獣医学専攻)	(10名)	(40名)
		計	5名	20名
連合農学研究科	博士課程	※生物生産科学専攻	10名	30名
		※生物資源科学専攻	9名	27名
		※地域環境創生学専攻	9名	27名
		計	28名	84名
備考 ※印を冠するものは、入学定員の一部について連携大学院方式を実施する専攻である。				

()は、本学と共同獣医学専攻を設置している東京農工大学農学府共同獣医学専攻の入学定員及び収容定員であり、外数とする。

(標準修業年限)

第12条 修士課程及び教職大学院の課程の標準修業年限は2年とする。

2 理工学研究科及び連合農学研究科の博士課程の標準修業年限は3年とする。

3 獣医学研究科の博士課程（以下「獣医学の博士課程」という。）の標準修業年限は4年とする。

4 第1項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(在学期間)

第13条 在学期間は、第12条に規定する標準修業年限の2倍を超えることができない。

第4章 修士課程及び博士課程の教育課程

(教育方法)

第14条 本大学院（教職大学院の課程を除く。以下この章において同じ。）の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第14条の2 本大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(教育課程の編成方針)

第14条の3 本大学院は研究科及び専攻の目的を達成するために必要な授業科目の開設及び研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

(履修方法等)

第15条 前条に規定する授業科目の内容、単位数及び履修方法並びに研究指導の内容及び履修方法は、各研究科において定める。

(一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第15条の2 本大学院は、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、国立大学法人岩手大学学則（以下「大学学則」という。）第38条第1項各号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とするものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第15条の3 本大学院は、学生に対して授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果及び学位論文にかかる評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修)

第15条の4 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の授与)

第16条 修士課程及び博士課程における授業科目の履修単位は、筆答若しくは口頭試験又は研究報告の成績を評価して与えるものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第17条 本大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 本大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に学校教育法第105条の規定により他の大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、同法第102条第1項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。以下同じ。)を履修させることができる。

3 前2項の規定により修得した単位数は、15単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

4 前項の規定は、第35条の規定による留学の場合に準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第17条の2 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に本大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条に規定する科目等履修生及び特別の課程の履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、第34条に規定する編入学及び転学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等および入学前の既修得単位の認定)

第17条の3 第17条第2項及び第17条の2第1項の規定により本大学院において修得したとみなす単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第18条 本大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生に当該大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、当該研究指導期間は1年を超えないものとし、博士課程の学生については、更に1年以内の延長を認めることができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第19条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たとき

は、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文の審査及び試験)

第20条 学位論文の審査は、当該論文の専攻分野の属する教授会において行うものとする。

2 最終試験の合格・不合格は、当該専攻における判定に基づき、教授会が行うものとする。

(課程の修了及び学位の授与)

第21条 修士課程の修了要件は、修士課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、授業科目について別表1に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士課程の目的に応じ、当該研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 博士課程(獣医学の博士課程を除く。次項において同じ。)の修了要件は、博士課程に3年以上在学し、授業科目について別表1に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

3 本大学院及び他の大学院において、1年以上2年未満の在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項ただし書中「1年」とあるのは「3年(修士課程における在学期間を含む。)」と読み替えて、前項の規定を適用する。

4 獣医学の博士課程の修了要件は、博士課程に4年以上在学し、授業科目について別表1に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

5 第17条の2第1項の規定により、本大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は獣医学の博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

6 修士課程を修了した者には修士の学位を授与し、博士課程を修了した者には博士の学位を授与する。

7 博士の学位は、本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有すると確認された者にも授与することができる。

8 前2項に規定するもののほか、学位の授与については、別に定める。

第4章の2 教職大学院の課程の教育課程

(教育課程)

第21条の2 教職大学院の課程は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、「理論と実践の融合」を具現化するための体系的な教育課程を編成するもの

とする。

(授業の方法等)

第21条の3 教職大学院の課程は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮するものとする。

(履修方法等)

第21条の4 第21条の2に規定する授業科目の内容、単位数及び履修方法は、本教職大学院において定める。

(一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準)

第21条の5 教職大学院の課程は、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、国立大学法人岩手大学学則（以下「大学学則」という。）第38条第1項各号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とするものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第21条の6 教職大学院の課程は、学生に対して授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修)

第21条の7 教職大学院の課程は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(履修科目の登録の上限)

第21条の8 教職大学院の課程は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第21条の9 本教職大学院が、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 本教職大学院が教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生に学校教育法第105条の規定により他の大学院が編成する特別の課程を履修させることができる。

3 前2項の規定により修得した単位数は、本教職大学院の修了要件単位数の2分の1を超えない範囲で当該教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

4 前項の規定は、第35条の規定による留学の場合に準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第21条の10 本教職大学院が、教育上有益と認めるときは、学生が本教職大学院に入学する前に本大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した

単位(大学院設置基準第15条に規定する科目等履修生及び特別の課程履修生として修得した単位を含む。)を、本教職大学院に入学した後の本教職大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、第34条に規定する編入学及び転学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条第3項の規定により本教職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて本教職大学院の修了要件単位数の2分の1を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第21条の11 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(課程の修了及び学位の授与)

第21条の12 教職大学院の課程の修了要件は、教職大学院の課程に2年以上在学し、別表1に定める単位を修得し、かつ教育実践研究報告書の提出及び最終審査に合格することとする。

- 2 前項に規定するもののほか、学位の授与については、別に定める。

第5章 教育職員免許

(教育職員免許)

第22条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 前項の規定により各研究科において取得できる教員の免許状の種類及び教科は、別表2に掲げるとおりとする。

第6章 入学、休学、復学、退学、再入学、編入学、転学、留学、表彰、除籍及び懲戒

(入学時期)

第23条 入学の時期は、毎年4月又は10月とする。

(修士課程及び教職大学院の課程の入学資格)

第24条 修士課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法第83条第1項に定める大学の卒業生
- 二 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するもの

の当該課程を修了した者

- 五の二 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - 六 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 七 文部科学大臣の指定した者
 - 八 大学に3年以上在学し、外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - 九 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 教職大学院の課程に入学できる者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める免許状（一種）を有し、かつ前条各号のいずれかに該当する者とする。

（博士課程の入学資格）

第25条 博士課程（獣医学の博士課程を除く。）に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
- 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- 五 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（獣医学の博士課程の入学資格）

第25条の2 獣医学の博士課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 大学における医学、歯学又は修業年限6年の獣医学若しくは薬学を履修する課程を卒業した者
- 二 外国において、学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学）を修了した者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬

学)を修了した者

四 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、獣医学又は薬学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学省が別に指定するものの当該課程を修了した者

五 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程に限る。)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

六 昭和30年文部省告示第39号をもって文部科学大臣の指定した者

七 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学(医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程)を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学志願の手続)

第26条 入学を志願する者は、所定の期間内に、別に指定する関係書類に検定料を添えて本学に提出しなければならない。

(合格者の決定)

第27条 学長は、前条の入学志願者について、選考の上合格者を決定する。

2 前項の選考の方法及び時期等については、その都度これを定める。

(入学の手続)

第28条 入学の手続については、大学学則第50条の規定を準用する。

(入学の許可)

第29条 学長は、前条の手続を経た者に対し、入学を許可する。

(休学)

第30条 疾病その他の事由により、3月以上修学できない者は、休学願を提出し、学長の許可を得るものとする。

2 疾病のため、修学が不相当と認められる者に対して、学長は、休学を命ずることができる。

3 第1項の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、願い出により引き続き休学することができる。

4 休学期間は、修士課程及び教職大学院の課程にあつては通算して2年、博士課程(獣医学の博士課程を除く。)にあつては通算して3年、獣医学の博士課程にあつては通算して4年を超えることができない。

5 前項の休学期間は、第13条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第31条 学生は、休学期間が満了したときは、復学するものとする。

2 休学期間が満了する前に休学の事由が消滅したときは、復学願を提出し、学長の許可を得るものとする。

(退学)

第32条 疾病その他の事由により退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を得るものとする。

(再入学)

第33条 本学の大学院研究科を退学した者が同一課程の同一専攻に再入学を願い出たときは、教授会の議を経て許可することがある。

2 前項の再入学の取扱については、別に定める。

(編入学及び転学)

第34条 編入学及び転学については、教授会の議を経て学長が許可する。

2 他の大学の大学院から本学の大学院に転科又は転学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り許可することがある。

(留学)

第35条 本大学院が教育上有益と認めるときは、外国の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院に留学することを許可することができる。

2 留学の期間は、第12条及び第13条に規定する標準修業年限及び在学期間を含めるものとする。

(表彰)

第36条 学長は、表彰に値する顕著な業績等がある学生を、表彰することがある。

2 前項の表彰については、別に定める。

(除籍)

第37条 除籍は、教授会の議を経て学長がこれを行う。

2 前項の除籍については、大学学則第69条の規定を準用する。

(懲戒)

第38条 懲戒は、教授会の発議により、教育研究評議会の議を経て学長がこれを行う。

2 前項の懲戒については、大学学則第70条の規定を準用する。

第7章 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料の額)

第39条 検定料、入学料及び授業料の額は、岩手大学における授業料その他の料金に関する規則の定めるところによる。

(授業料の納付)

第40条 授業料の納付については、大学学則第63条の規定を準用する。

(検定料、入学料及び授業料の免除又は徴収猶予)

第41条 検定料、入学料及び授業料の免除又は徴収猶予については、大学学則第64条の規定を準用する。

第42条 削除

(退学、復学又は停学の場合の授業料の納付)

第43条 退学、復学又は停学の場合の授業料の納付については、大学学則第66条の規定を準用する。

(検定料、入学料及び授業料の返還等)

第44条 検定料、入学料及び授業料の返還等については、大学学則第67条第1項、同条第4項、同条第5項、同条第6項、同条第7項及び同条第8項の規定を準用する。

第8章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第45条 本大学院の学年、学期及び休業日については、大学学則第31条から第33条までの規定を準用する。

第9章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生

(科目等履修生)

第46条 本学の学生以外の者で、本大学院が開設する授業科目の履修を志願するものがあるときは、本学の授業に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

2 前項の科目等履修生に関する規則は、別に定める。

(研究生)

第47条 本大学院において特定の専門的事項の研究を志願する者があるときは、本大学院の教育又は研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 前項の研究生に関する規則は、別に定める。

(特別聴講学生)

第48条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生が、本大学院の授業科目を履修しようとするときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 前項の特別聴講学生に関する規則は、別に定める。

(特別研究学生)

第49条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生が、本大学院において研究指導を受けようとするときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として受入れを許可することがある。

2 前項の特別研究学生に関する規則は、別に定める。

第10章 外国人留学生

(外国人留学生)

第50条 外国人（日本国籍を有しない者）で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第11章 雑則

(大学学則の準用)

第51条 この学則に規定しない事項は、大学学則の規定を準用する。

2 前項の他、本学が学術交流協定等を締結し、外国の大学（協定校）と共同して教育・研究指導を行い、学位の取得を促進する教育課程等（デュアルディグリープログラム等）を運用する場合に必要な事項は、関係研究科等において別に定める。

附 則

(省略)

(施行期日)

1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この学則による改正後の第17条、第17条の2、第17条の3、第21条、第21条の9、第21条の10の規則は、令和7年4月1日以降の入学者から適用し、令和7年3月31日以前の入学者については、なお従前の例による。

3 この学則による改正後の第11条の規定にかかわらず令和7年度及び令和8年度の学生の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	課程	専攻名	令和7年度	令和8年度
連合農学研究科	博士課程	※生物生産科学専攻	28名	29名
		※生物資源科学専攻	25名	26名
		※地域環境創生学専攻	23名	25名
		計	76名	80名

別表1 第21条第1項、同条第2項、同条第4項及び第21条の12第1項に定められた課程の修了に必要な単位数

研究科名	課程	専攻名	単位数
総合科学研究科	修士課程	地域創生専攻	30単位以上
		総合文化学専攻	33単位以上
		理工学専攻	31単位以上
		農学専攻	30単位以上
教育学研究科	教職大学院の課程	教職実践専攻	46単位以上
理工学研究科	博士課程	自然・応用科学専攻 システム創成工学専攻 デザイン・メディア工学専攻	12単位以上
獣医学研究科	博士課程	共同獣医学専攻	34単位以上
連合農学研究科	博士課程	生物生産科学専攻 生物資源科学専攻 地域環境創生学専攻	12単位以上

別表2 第22条第2項に定められた免許状の種類及び教科又は特別支援教育領域

研究科名	課程	専攻名	免許状の種類	教科又は特別支援教育領域
総合科学研究科	修士課程	地域創生専攻	高等学校教諭専修免許状	工業
		総合文化学専攻	中学校教諭専修免許状	国語、社会、音楽、美術、英語
			高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、音楽、美術、英語
		理工学専攻	高等学校教諭専修免許状	数学、理科、工業
		農学専攻	高等学校教諭専修免許状	理科、農業
教育学研究科	教職大学院の課程	教職実践専攻	幼稚園教諭専修免許状	
			小学校教諭専修免許状	
			中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、英語、ドイツ語、フランス語、中国語
			高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、英語、ドイツ語、フランス語、中国語
			特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者に関する教育、肢体不自由者に関する教育、病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育

3. 岩手大学学位規則

(岩手大学ホームページでも確認できます。 岩手大学について > 公開情報 > 情報公開 > 関係規則・公表規則等)

<https://www.iwate-u.ac.jp/about/disclosure/files/regulations/30200010.pdf>

岩手大学学位規則

平成16年4月1日 制定
令和7年2月27日 最終改正

(目的)

第1条 この規則は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項、国立大学法人岩手大学学則(以下「大学学則」という。)第53条第2項及び国立大学法人岩手大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第21条第8項の規定に基づき、岩手大学(以下「本学」という。)が授与する学位に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士(専門職)とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、大学学則の定めるところにより学部を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、大学院学則の定めるところにより修士課程(総合科学研究科の課程をいう。以下同じ。)を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第5条 博士の学位は、大学院学則の定めるところにより博士課程(理工学研究科、獣医学研究科及び連合農学研究科の課程をいう。以下同じ。)を修了した者に授与する。

2 前項に規定するもののほか、博士の学位は、本学に学位論文を提出し、その審査に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された者にも授与することができる。

(教職修士(専門職)の学位授与の要件)

第5条の2 教職修士(専門職)の学位は、大学院学則の定めるところにより教職大学院の課程を修了した者に授与する。

(学位授与の申請)

第6条 第4条及び第5条第1項の規定により学位授与の申請をしようとする者は、学位論文を当該研究科長に提出しなければならない。

2 第5条第2項の規定により博士の学位授与の申請をしようとする者は、所定の学位申請書に理工学研究科、獣医学研究科又は連合農学研究科が別に定める書類及び学位論文審査手数料(以下「手数料

料」という。) 15万円を添え、理工学研究科長、獣医学研究科長又は連合農学研究科長を経て学長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、本学大学院の博士課程に標準修業年限以上在学し、必要な研究指導を受けて退学した者が、退学したときから1年以内に学位授与の申請をした場合は、手数料の納付を免除する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者が学位授与の申請をした場合の手数料の額は、7万5千円とする。
 - 一 本学の学部を卒業した者
 - 二 本学大学院の修士課程を修了した者
 - 三 本学大学院の博士課程に標準修業年限以上在学し、授業科目について課程の修了に必要な所定の単位を修得し、必要な研究指導を受けて退学したときから1年を経過した者
 - 四 本学大学院連合農学研究科の博士課程に標準修業年限以上在学し、必要な研究指導を受けて退学したときから1年を経過した者(平成19年3月31日以前の入学者に限る。)
 - 五 本学大学院連合農学研究科を構成する大学の当該学部を卒業した者及び構成する大学の当該研究科を修了した者
- 5 受理した学位論文及び手数料は、還付しない。

(学位論文)

第7条 前条第1項及び第2項の規定により提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

- 2 審査のため必要があるときは、論文の訳本又は関係資料を提出させることができる。

(学位論文の審査等の付託)

第8条 研究科長は、第6条第1項に規定する学位授与の申請を受理したときは、当該研究科教授会(総合科学研究科にあつては専攻教授会。以下同じ。)に学位論文の審査及び最終試験を付託するものとする。

- 2 学長は、第6条第2項に規定する学位授与の申請を受理したときは、理工学研究科長、獣医学研究科長又は連合農学研究科長を経て、当該研究科教授会に学位論文の審査及び学力の確認を付託するものとする。
- 3 研究科教授会は、前2項による付託を受けたときは、審査委員を選出して、当該審査及び最終試験又は学力の確認を行わせるものとする。
- 4 修士の学位に係る審査委員は、当該研究科の教員3名以上とする。
- 5 博士の学位に係る審査委員は、理工学研究科にあつては当該論文にかかわる専門分野の理工学研究科の教員3名以上とし、獣医学研究科にあつては、岩手大学及び東京農工大学の共同獣医学専攻を担当する教員5名以上(旧岐阜大学大学院連合獣医学研究科の構成大学の資格教員及び連携機関の客員教員であった者2名を上限として含めることができる)とし、連合農学研究科にあつては当該論文にかかわる専門分野の連合農学研究科教員(大学院学則第6条第2項に規定する者をいう。)4名以上とする。
- 6 学位論文の審査に当たって必要があるときは、研究科教授会の議を経て、前2項の審査委員に、他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができるものとする。

(最終試験又は学力の確認)

第9条 最終試験は、第4条及び第5条第1項の規定により学位授与の申請をした者に対して、学位論文の審査を終えた後、学位論文の内容を中心として関連ある科目又は専門分野等について口頭又は筆記により行うものとする。

- 2 学力の確認は、第5条第2項の規定により学位授与の申請をした者に対して、学位論文の審査を終えた後、学位論文に関連ある専攻分野及び外国語について口頭又は筆記により行うものとする。
- 3 前項において、申請者が本学大学院の博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得の上、必要な研究指導を受けて退学した者で、かつ、退学したときから3年以内に学位授与の申請をした者であるときは、学力の確認は免除する。

(審査期間)

第10条 第4条及び第5条第1項の規定により学位授与を申請した者の学位論文の審査及び最終試験は、申請者の在学中に終了するものとする。

- 2 第5条第2項の規定により学位授与を申請した者の学位論文の審査及び学力の確認は、学位論文を受領した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別の理由があるときには、研究科教授会の議を経てその期間を延長することができる。

(審査結果の報告)

第11条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、直ちに、論文審査の要旨及び最終試験の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨を研究科教授会に文書をもって報告するものとする。

(研究科教授会の議決)

第12条 研究科教授会は、修士及び博士の学位にあつては前条の報告に基づき、教職修士(専門職)にあつては、大学院学則第21条の12の規定に基づき、学位授与の可否を議決する。

- 2 修士の学位授与の可決には、出席教員の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 3 理工学研究科教授会における博士の学位授与の可決には、出席教員の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 4 獣医学研究科教授会及び連合農学研究科教授会における博士の学位授与の可決には、出席教員の4分の3以上の賛成がなければならない。

(学長への報告)

第13条 学部長は、教授会が大学学則の定めるところにより卒業を議決したときは、その者の氏名を学長に報告しなければならない。

第14条 研究科長は、研究科教授会が第12条の規定により学位を授与するものと議決したときは、その者の氏名に次の事項を記載した書類(教育学研究科を除く。)を添えて学長に報告するものとする。

- 一 論文審査の要旨
- 二 最終試験の結果又は学力の確認の結果の要旨
- 三 博士の場合は、学位論文及び同論文の要旨

- 2 研究科長は、研究科教授会が第6条第2項の規定により申請のあつた者に学位を授与できないと議決したときは、その旨を学長に報告するものとする。

(学位の授与等)

第15条 学長は、第13条の報告に基づき卒業を認定した者に学士の学位を授与し学位記を交付する。

第16条 学長は、第14条の報告に基づき学位を授与すると決定した者には学位記を交付し、学位

を授与できないと決定した者にはその旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定により博士の学位を授与したときは、学位授与報告書を作成し、文部科学大臣に報告するものとする。

第17条 前2条の規定により学位を授与するに当たっては、次の区分により専攻分野の名称を付記するものとする。

学部卒業者

人文社会科学部 学士（総合科学）

教育学部 学士（教育）

理工学部 学士（理工学）

学士（工学）

学士（情報学）

農学部 学士（農学）

獣医学部 学士（獣医学）

修士課程及び教職大学院の課程修了者

総合科学研究科 修士（学術）

修士（工学）

修士（農学）

修士（水産学）

修士（スポーツ健康科学）

修士（理工学）

修士（芸術工学）

教育学研究科 教職修士（専門職）

博士課程修了者及び学位論文提出による学位授与決定者

理工学研究科 博士（理学）

博士（工学）

博士（理工学）

博士（芸術工学）

獣医学研究科 博士（獣医学）

連合農学研究科 博士（農学）

博士（学術）

（学位論文の要旨及び審査要旨の公表）

第18条 本学が博士の学位を授与したときは、その授与した日から3月以内に、学位論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

（学位論文の公表）

第19条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承諾を受けて、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

第20条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、学位の下に「岩手大学」と付記しなければならない。

(学位授与の取消し)

第21条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があつたとき又は不正の方法により学位授与を受けた事実が判明したときは、学長は、教授会又は研究科教授会の議を経て学位の授与を取消し、学位記を還付させ、かつ、その旨を公表する。

2 研究科教授会が前項の決定をする場合には、第12条の規定を準用する。

(学位記の様式)

第22条 学士、修士、博士及び教職修士(専門職)の学位記の様式は、別記様式1から別記様式9までのとおりとする。

(学位論文の保存)

第23条 学位授与の基礎となった学位論文の正本は、本学図書館に保存するものとする。

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、各学部及び各研究科において別に定める。

附 則

(省略)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、令和7年度入学者から適用し、令和6年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別記様式1（第3条の規定により授与する人文社会科学部、教育学部及び農学部（食料生産環境
学科水産システム学コースを除く）の学位記の様式）

		○学第	号
学	位	記	
本籍（都道府県名又は国籍）			
氏		名	
年	月	日生	
本学○○学部○○学科（課程）所定の課程を修め本学を卒業した			
ので学士（○○）の学位を授与する			
令和	年	月	日
岩	手	大	学
			印

別記様式 1 - 2 (第 3 条の規定により授与する理工学部及び農学部食料生産環境学科水産システム学コースの学位記の様式)

		○学第	号
学	位	記	
本籍 (都道府県名又は国籍)			
氏		名	
年	月	日生	
本学○○学部○○学科○○コース所定の課程を修め本学を卒業			
したので学士 (○○) の学位を授与する			
令和	年	月	日
岩 手 大 学			印

別記様式 1 - 3 (第 3 条の規定により授与する共同獣医学科の学位記の様式)

		○学第	号
学 位 記			
本籍 (都道府県名又は国籍)			
氏		名	
年	月	日生	
岩手大学農学部及び東京農工大学農学部共同獣医学科所定の課程を修め岩手大学を卒業したので学士 (獣医学) の学位を授与する			
令和	年	月	日
岩手大学長		氏名	印
東京農工大学長		氏名	印

別記様式2（第4条の規定により授与する学位記の様式）

		○修第		号
学	位	記		
本籍（都道府県名又は国籍）				
氏		名		
年	月	日生		
本学大学院総合科学研究科○○専攻○○コース○○プログラムの修士課程を修了したので修士（○○）の学位を授与する				
令和	年	月	日	
岩手大学				印

別記様式3（第5条第1項の規定により授与する学位記の様式－大学院理工学研究科博士課程の場合－）

	理工博第	号
学	位	記
本籍（都道府県名又は国籍）		
氏		名
年	月	日生
本学大学院理工学研究科博士課程（〇〇専攻）を修了したので博		
士（〇〇）の学位を授与する		
令和	年	月 日
岩	手	大 学
		印

別記様式4（第5条第1項の規定により授与する学位記の様式－大学院獣医学研究科博士課程の場合－）

獣博第	号
学 位 記	
本籍（都道府県名又は国籍）	
氏	名
年	月 日生
岩手大学大学院獣医学研究科及び東京農工大学大学院農学府の 共同獣医学専攻の博士課程を修了したので博士（獣医学）の学位を 授与する	
令和	年 月 日
岩手大学長	氏 名
	<input type="text" value="印"/>
東京農工大学長	氏 名
	<input type="text" value="印"/>

別記様式5（第5条第1項の規定により授与する学位記の様式－大学院連合農学研究科博士課程の場合－）

	連研第	号
学 位 記		
本籍（都道府県名又は国籍）		
氏	名	
年	月	日生
本学大学院連合農学研究科〇〇専攻の研究指導を〇〇大学において受け学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める		
岩手大学大学院連合農学研究科教授会	印	
上記の認定により博士（農学又は学術）の学位を授与する		
年	月	日
岩 手 大 学	印	

別記様式8（第5条第2項の規定により授与する学位記の様式－大学院連合農学研究科博士課程
における論文審査の場合－）

	連論第	号
学 位 記		
本籍（都道府県名又は国籍）		
氏	名	
年	月	日生
本学に学位論文		
題名		
を提出し所定の審査及び試験に合格したことを認める		
岩手大学大学院連合農学研究科教授会		印
上記の認定により博士（農学又は学術）の学位を授与する		
年	月	日
岩 手 大 学		印

別記様式9（第5条の2の規定により授与する学位記の様式－大学院教育学研究科教職大学院の課程の場合－）

		教職第	号
学 位 記			
本籍（都道府県名又は国籍）			
氏		名	
年	月	日生	
本学大学院教育学研究科教職大学院の課程（教職実践専攻）を修了したので教職修士（専門職）の学位を授与する			
令和	年	月	日
岩 手 大 学			印

4. 岩手大学において一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準

(平成19年11月1日大学教育総合センター運営委員会 制定)

国立大学法人岩手大学学則第38条第3項及び大学院学則第15条の2の規定に基づき、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の1単位に必要な授業時間数について、次のように定める。

- 1 授業時間外に必要な学修等を考慮して、講義の授業時間数に15分の45を掛けた数と、演習の授業時間数に15分の45又は30分の45を掛けた数と、実験、実習又は実技の授業時間数にそれぞれ30分の45又は45分の45を掛けた数を加えて45となるように、それぞれの授業方法の時間数を設定し、その合計をもって1単位とする。
- 2 1の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作（大学院にあつては、特別研究、特別研修等）については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらの必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

5. 岩手大学における長期にわたる教育課程の履修に関する規則

平成16年4月1日 制定

令和7年2月27日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第46条第2項、国立大学法人岩手大学大学院学則第19条第2項及び第21条の11第2項の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定める。

(対象学生)

第2条 長期履修の希望を申し出ることのできる者は、学部 に在学する学生（獣医学部共同獣医学科に在学する者を除く。以下次条において同じ。）及び大学院研究科に在学する学生（デュアルディグリープログラム学生を除く。以下次条において同じ。）のうち、職業を有しているなどの状況にある者とする。

(長期在学期間)

第3条 修業年限又は標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了する場合の在学を認める期間（「長期在学期間」という。）は、学部 に在学する学生にあつては6年以内、大学院研究科修士課程及び大学院研究科専門職学位課程に在学する学生にあつては4年以内、大学院研究科博士課程に在学する学生にあつては5年以内とする。

2 前項の規定にかかわらず、獣医学研究科に在学する学生にあつては、長期在学期間を8年以内とする。

(長期履修の許可等)

第4条 長期履修を希望する者は、新たに入学する者にあつては入学手続時に、在学中の者にあつては2月末日又は8月末日までに学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の申請をした者について各学部教授会又は各研究科教授会（総合科学研究科にあつては専攻教授会）の議に基づき長期履修を許可する。

附 則

(省略)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 この規則の規定にかかわらず、農学部獣医学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、第2条中「獣医学部共同獣医学科」とあるのは、「農学部共同獣医学科又は獣医学部共同獣医学科」と読み替えるものとする。

6. 岩手大学における長期にわたる教育課程の履修に関する申し合わせ

平成14年12月5日	全学共通教育運営委員会 専門教育連絡調整委員会
平成16年9月9日	大学院委員会
令和4年6月7日	大学院委員会
令和4年7月1日	岩手大学教務委員会

- 1 岩手大学における長期にわたる教育課程の履修に関する規則第2条に規定する職業を有しているなどの状況にある者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 1日8時間週3日以上勤務し、6月以上にわたり継続して雇用されている者
 - (2) 1日4時間週4日以上勤務し、6月以上にわたり継続して雇用されている者
 - (3) 家事従事者又は育児に当たっている者
 - (4) 前各号に該当しないが本人の収入で生計を維持している者
 - (5) その他6月以上にわたり本学での修業を中断する場合で、特別な事由により長期履修にすることが適当であると当該学部又は研究科で判断した者
- 2 新入学生の申請時期は、3月末日までとする。ただし、10月新入学生にあつては、9月末日までとする。
- 3 在学生の申請時期は、2月末日又は8月末日までとする。(最終年次での申請は、原則として認めないものとする。)
- 4 修業年限又は標準修業年限を超える期間は、1年又は6月単位とする。
- 5 許可された長期在学期間は、1回に限り変更を認めることができる。
- 6 申請の様式は、別紙のとおりとする。
- 7 学部及び学科又は課程並びに研究科及び専攻にあつては、長期履修を希望する学生に対し授業計画等に当たっての適切な指導を行うものとする。

7. 岩手大学における授業料その他の料金に関する規則

平成16年4月1日 制 定
令和5年2月27日 最終改正

(趣旨)

第1条 岩手大学における授業料その他の料金に関しては、この規則の定めるところによる。

(授業料、入学料及び検定料の額)

第2条 岩手大学の授業料（幼稚園にあつては、保育料。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあつては入園料。以下同じ。）及び検定料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
学部	年額 535,800円	282,000円	17,000円
大学院の研究科	年額 535,800円	282,000円	30,000円
特別支援学校の高等部	年額 4,800円	2,000円	2,500円
幼稚園	年額 73,200円	31,200円	1,600円
小学校			3,300円
中学校			5,000円
特別支援学校（小学部）			1,000円
特別支援学校（中学部）			1,500円

- 2 修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。
- 3 学部の編入学又は再入学に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、30,000円とする。
- 4 岩手大学内の転学部、転学科及び転課程に係る検定料は、第1項の規定にかかわらず徴収しないものとする。
- 5 第1項に規定する学部において、出願書類等による選抜（以下この項において「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項において「第2段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円とする。

(授業料の徴収方法)

第3条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては5月、後期にあつては11月に徴収するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、学生又は生徒の申出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

5 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）により盛岡市が行う子育てのための施設等利用給付（以下、「子育て施設利用給付」という）の対象となった子どもの保育料の徴収については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、盛岡市が支払う子育て施設利用給付施設利用費（以下、「施設利用費」という）の受領に代えることができる。

（入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額及び徴収方法）

第4条 特別の事情により、入学の時期が徴収の時期（前期にあつては4月から5月まで、後期にあつては10月から11月までの間を言う。以下同じ。）後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に入学した日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

（復学等の場合における授業料の額及び徴収方法）

第5条 前期又は後期中途において復学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の日の属する月から次の徴収の時期までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に徴収するものとする。

（学年の途中で卒業等をする場合における授業料の額及び徴収方法）

第6条 特別の事情により、学年の途中で卒業又は課程を修了する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。

（退学の場合における授業料の額）

第7条 後期の徴収の時期前に退学する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

（修業年限を超えて計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者に係る授業料及び徴収方法の特例）

第8条 第2条第2項の規定により授業料の年額が定められた者が、学年の途中で卒業又は課程を修了する場合に徴収する授業料の額は、同項の規定により定められた授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の前期の徴収の時期に徴収するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収できるものとする。

2 第2条第2項の規定により授業料の年額が定められた者が、長期在学期間を短縮すること

を認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）を乗じて得た額から当該者が在学した期間（学年の中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。）に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限又は標準修業年限に相当する期間の場合には、第2条第1項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を徴収するものとする。

（入学料の徴収方法）

第9条 入学料は、入学、転入学、転学、編入学又は再入学を許可するときに徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入学料を徴収しないものとする。

- 一 本学大学院修士課程及び本学専門職学位課程（教職大学院の課程）を修了後3年以内に、本学大学院博士課程へ入学を許可する場合
- 二 本学大学院連合農学研究科構成大学大学院修士課程を修了後3年以内に、本学大学院連合農学研究科へ入学を許可する場合
- 三 その他再入学を許可するときに、学長が入学料を徴収しないと判断した場合

3 子育て施設利用給付の対象となった子どもの入園料の徴収については、第1項の規定にかかわらず、盛岡市が支払う施設利用費の受領に代えることができる。

（検定料の徴収方法）

第10条 検定料は、入学、転学、編入学又は再入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、検定料を徴収しないものとする。

- 一 本学大学院修士課程及び本学専門職学位課程（教職大学院の課程）を修了した者が、3年以内に本学大学院博士課程へ入学の出願をする場合
- 二 本学大学院連合農学研究科構成大学大学院修士課程を修了した者が、3年以内に本学大学院連合農学研究科へ入学を出願する場合

（科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生）

第11条 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生の授業料、入学料及び検定料の額は、次の表のとおりとする。

区 分	授 業 料	入 学 料	検 定 料
科目等履修生	1単位 14,800円	28,200円	9,800円
研 究 生	月 額 29,700円	84,600円	9,800円
特別聴講学生	1単位 14,800円		
特別研究学生	月 額 29,700円		

- 2 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する。
- 3 授業料は、前期にあつては4月、後期にあつては10月に徴収するものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、学生の申出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
- 5 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があつたときは、入学を許可するときに徴収するものとする。
- 6 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。
- 7 検定料は、入学の出願を受理するときに徴収する。

附 則

(省略)

- 1 この規則は、令和5年2月27日から施行する。

Ⅱ 獣医学研究科諸規則等

1. 岩手大学大学院獣医学研究科規則

(平成30年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 岩手大学大学院獣医学研究科(以下「研究科」という。)に関し、必要な事項は、岩手大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)及び岩手大学学位規則(以下「学位規則」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(教育研究上の目的)

第2条 研究科は、獣医学に関する高度な専門知識と優れた応用能力を活かして、独創的かつ先駆的な研究を遂行しうる研究者及び社会の多様な方面で指導者として活躍できる高度専門技術者を養成し、獣医学及び科学技術の更なる発展と、東日本のニーズへの対応並びに国際協力への貢献に資するものとする。

(共同獣医学専攻)

第3条 研究科に共同獣医学専攻を置き、国立大学法人岩手大学及び国立大学法人東京農工大学(以下「構成法人」という。)間で締結された構成法人間協定書に基づき運営を行うものとする。なお、共同獣医学専攻の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教員組織)

第5条 研究科の教員組織は、岩手大学農学部の共同獣医学科及び獣医学に関する学部附属の教育研究施設の教員、研究機関との連携による客員教授及び客員准教授並びにその他研究科教授会が認めた者とし、研究科における授業及び研究指導(以下「研究指導等」という。)を担当する資格を有する者(以下「研究科教員」という。)をもって編成する。

2 研究科教員の資格審査に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第5条 研究科に、研究科長を置き、研究科教員のうち岩手大学農学部及び獣医学に関する学部附属の教育研究施設の教授から選考する。

2 研究科長の推薦については、別に定める。

(副研究科長)

第6条 研究科に、副研究科長を置き、研究科長が適任者1名を選出し、学長に推薦する。

(専攻長)

第7条 共同獣医学専攻に専攻長を置き、研究科長が兼ねるものとする。

(研究科教授会)

第8条 研究科に、研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第9条 研究科における研究指導等は、研究科教員（研究指導の補助を担当する教員を除く。）が担当する。

(指導教員)

第10条 学生の研究指導等のため、指導教員を置き、研究科教員をもって充てる。

2 指導教員のうち、学生の研究指導を総括的に担当する教員を主指導教員、主指導教員とともに研究指導を行う教員を副指導教員とし、学生1人について主指導教員1人、副指導教員2人とする。

3 前項の主指導教員は、研究科における研究指導を担当する資格を有する教員をもって充てる。

4 研究科長は、研究科教授会の意見を聴いて、主指導教員及び副指導教員を指名する。

(教育方法)

第11条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

2 授業及び研究指導は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。

3 学生は、主指導教員の指導に従い、研究題目を定め、速やかに研究題目届（別紙様式1）により研究題目及び研究計画並びに別に定める授業科目履修届により授業科目履修計画を主指導教員に届け出なければならない。なお、研究題目、研究計画及び授業科目履修計画を変更するときも同様とする。

4 前項の届出を受けた主指導教員は、速やかに教育・研究指導計画書伺（別紙様式2）を作成し、研究科長に申請するものとする。

(修得単位等)

第12条 研究科の専攻における授業科目は、必修科目及び選択科目とし、別表のとおりとする。

(他大学院における授業科目の履修等)

第13条 他大学院における授業科目の履修を願い出た者については、研究科教授会の意見を聴いて、研究科長は、その履修を許可することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は4単位を超えない範囲で大学院において修得したものとみなすことができる。

(他大学院等における研究指導)

第14条 他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを願い出た者については、教育上有益であると認めるときは、研究科教授会の意見を聴いて、研究科長は、その研究指導を受けることを許可することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第15条 本研究科が教育上有益と認めるときは、学生が研究科に入学する前に本研究科又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、編入学及び転学の場合を除き、本研究科において修得した単位以外のものについては、4単位を超えないものとする。

(単位修得の認定)

第16条 単位修得の認定に係る事項については、研究科教授会の意見を聴いて、研究科長が行う。

(課程の修了及び学位の授与)

第17条 修了要件及び学位の授与は大学院学則に定めるほか、学位論文の提出、審査方法等については、研究科教授会の意見を聴いて、研究科長が定める。

(学位論文の審査基準)

第18条 研究科における学位論文は、論文内容の独創性、先進性及び信頼性等の観点から審査し、博士の学位にふさわしいものを合格とする。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科教授会の意見を聴いて、研究科長が定める。

2 研究科に関する庶務は、学務部の協力を得て、岩手大学農学部事務部において処理する。

附 則

(省 略)

この規則は、令和6年8月29日から施行する。

別表（第12条関係）

科目区分		授業科目	単位数	
共通基盤科目		獣医学基盤講義 A*	2	必修
		獣医学基盤講義 B*	2	必修
		研究デザイン演習*	2	必修
		研究プレゼンテーション演習*	2	必修
		研究倫理（岩手大学）	1	必修
		研究倫理（東京農工大学）	1	必修
		科学英語（岩手大学）	1	必修
		科学英語（東京農工大学）	1	必修
講座科目	動物基礎医学講座科目	動物基礎医学特論 A（岩手大学）	2	選択
		動物基礎医学特論 A（東京農工大学）	2	選択
		動物基礎医学特論 B（岩手大学）	2	選択
		動物基礎医学特論 B（東京農工大学）	2	選択
		動物基礎医学特論 C（岩手大学）	2	選択
		動物基礎医学特論 C（東京農工大学）	2	選択
	獣医衛生科学講座科目	獣医衛生科学特論 A（岩手大学）	2	選択
		獣医衛生科学特論 A（東京農工大学）	2	選択
		獣医衛生科学特論 B（岩手大学）	2	選択
		獣医衛生科学特論 B（東京農工大学）	2	選択
		獣医衛生科学特論 C（岩手大学）	2	選択
		獣医衛生科学特論 C（東京農工大学）	2	選択
	獣医臨床医科学講座科目	獣医臨床医科学特論 A（岩手大学）	2	選択
		獣医臨床医科学特論 A（東京農工大学）	2	選択
		獣医臨床医科学特論 B（岩手大学）	2	選択
		獣医臨床医科学特論 B（東京農工大学）	2	選択
		獣医臨床医科学特論 C（岩手大学）	2	選択
		獣医臨床医科学特論 C（東京農工大学）	2	選択
研究指導科目	動物基礎医学講座科目	動物基礎医学特別演習 A（岩手大学）	8	選択
		動物基礎医学特別演習 A（東京農工大学）	8	選択
		動物基礎医学特別演習 B（岩手大学）	2	選択
		動物基礎医学特別演習 B（東京農工大学）	2	選択
		動物基礎医学特別演習 C（岩手大学）	2	選択
		動物基礎医学特別演習 C（東京農工大学）	2	選択
	獣医衛生科学講座科目	獣医衛生科学特別演習 A（岩手大学）	8	選択
		獣医衛生科学特別演習 A（東京農工大学）	8	選択
		獣医衛生科学特別演習 B（岩手大学）	2	選択
		獣医衛生科学特別演習 B（東京農工大学）	2	選択

		獣医衛生科学特別演習 C (岩手大学)	2	選択	
		獣医衛生科学特別演習 C (東京農工大学)	2	選択	
	獣医臨床医科学講座科目		獣医臨床医科学特別演習 A (岩手大学)	8	選択
			獣医臨床医科学特別演習 A (東京農工大学)	8	選択
			獣医臨床医科学特別演習 B (岩手大学)	2	選択
			獣医臨床医科学特別演習 B (東京農工大学)	2	選択
			獣医臨床医科学特別演習 C (岩手大学)	2	選択
			獣医臨床医科学特別演習 C (東京農工大学)	2	選択
獣医学学際科目		学際領域特別講義 (岩手大学)	1	選択	
		学際領域特別講義 (東京農工大学)	1	選択	
		食品衛生管理学	1	選択	
		動物と人の共存学	1	選択	
		国際感染症防疫学	1	選択	
		先進動物医療学	1	選択	
先端実践科目		動物基礎医学学外演習 (理化学研究所)	1	選択	
		獣医衛生科学学外演習 (国立感染症研究所)	1	選択	
		獣医衛生科学学外演習 (医薬品食品衛生研究所)	1	選択	
		獣医衛生科学学外演習 (農研機構)	1	選択	
		獣医臨床医科学学外演習 (日本中央競馬会)	1	選択	
		獣医学特別演習 (岩手大学)	1	選択	
		獣医学特別演習 (東京農工大学)	1	選択	
		海外演習 A (岩手大学)	1	選択	
		海外演習 B (岩手大学)	2	選択	
		海外演習 A (東京農工大学)	1	選択	
		海外演習 B (東京農工大学)	2	選択	

備考

- 1 共通基盤科目から 12 単位、講座科目から 6 単位、研究指導科目から 12 単位、獣医学学際科目及び先端実践科目から 4 単位 (ただし、各科目区分から 1 単位以上修得すること。) の計 34 単位以上を修得しなければならない。
- 2 修得単位数のうち相手大学から 10 単位以上を修得しなければならない。
- 3 動物基礎医学講座、獣医衛生科学講座、獣医臨床医科学講座の中から所属講座を選択し、講座科目については、自大学開講の特論 A 及び特論 B、相手大学開講の特論 C (各 2 単位) を履修するとともに、研究指導科目については、自大学開講の特別演習 A (8 単位) 及び特別演習 B (2 単位)、相手大学開講の特別演習 C (2 単位) を履修しなければならない。
- 4 *の付いた科目は、岩手大学及び東京農工大学の合同開講科目で、単位数の 2 分の 1 を相手大学の開講単位としてカウントする。

(別紙様式省略)

2. 岩手大学大学院獣医学研究科博士学位論文審査基準

(平成30年4月1日制定)

(審査体制)

学位論文の審査は、主査1名及び副査4名以上の審査委員の合議で行う。

(評価項目)

1. 研究主題（テーマ）の意義

論文で扱う問題設定が、獣医学関連分野の研究蓄積を踏まえて明確に示され、新規性、独創性を持つ学術論文としての意義が認められるか。

2. 先行研究の理解と提示

研究主題の探求に際して利用した資料や文献について、正確な読解や的確な評価が行われているか。また、論旨を展開するうえで適切に言及されているか。

3. 学位論文の基礎となる学術論文の公表

「岩手大学大学院獣医学研究科学位論文審査等に関する細則」に定められた「学位論文の基礎となる学会誌等に発表された学術論文」1編以上の内容が、提出された論文の中に含まれているか。

4. 研究方法の妥当性

研究主題探求のために採用された、実験や調査あるいは資料収集などの研究方法は適切か。

特に研究倫理面や研究遂行上の安全性に配慮した研究方法が採られているか。

5. 論証方法や結論の妥当性

問題設定から結論にいたる論旨は、明確で実証的かつ論理的に展開されているか。

6. 論文の形式・体裁

語句の使い方や文章表現は的確か。文献等の引用や図表の提示等論文としての体裁が整っているか。

(評価基準)

上記1～6の評価項目すべてを満たすものを学位論文として認める。

3. 岩手大学大学院獣医学研究科の学位論文審査等に関する細則

(平成30年4月1日制定)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、岩手大学学位規則第24条及び岩手大学大学院獣医学研究科規則第22条の規定に基づき、岩手大学大学院獣医学研究科（以下「研究科」という。）の学位論文の審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 課程修了による博士の学位

(学位論文の提出資格)

第2条 学位論文を提出することのできる者は、次の各号の一に掲げる者とする。

- 一 研究科の第4年次（長期履修の最終年次を含む。）に在学し、必要な研究指導を受けた上、所定の単位を修得した者又は所定の単位を修得する見込がある者
- 二 研究科の第3年次又は第4年次に在学し、必要な研究指導を受け、特に優れた研究業績を上げた上、所定の単位を修得した者又は所定の単位を修得する見込がある者で、主指導教員が推薦した者
- 三 研究科博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得した上退学した者のうち、退学後1年以内（出産又は出産に伴う育児により学位論文執筆のための活動を中断した場合は3年以内。）の者

(学位論文審査の提出時期)

- 第3条 前条第1号に掲げる者が、標準修業年限内に学位を申請するときは、第4条に規定する書類を最終年次の12月10日（秋季の入学者にあつては、6月10日、ただし、その日が休日に当たる場合は、その直後の休日でない日）までに提出するものとする。ただし、標準修了年限を超えて在学している者は、随時提出することができる。
- 2 前条第2号に掲げる者のうち、第3年次に在学しているもので、その年次内に学位を申請するときは、第4条に規定する書類を12月10日（秋季の入学者にあつては、6月10日、ただし、その日が休日に当たる場合は、その直後の休日でない日）までに提出するものとし、その他のものは随時提出することができる。
- 3 前条第3号に掲げる者が学位を申請するときは、第4条に規定する書類を6月10日又は12月10日（ただし、その日が休日に当たる場合は、その直後の休日でない日）までに提出するものとする。

(学位論文の提出手続き)

第4条 第2条に掲げる者が、学位論文の審査を受けようとするときは、次の各号に掲げ

る書類を主指導教員の承認を得て獣医学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- | | |
|---|-----|
| 一 学位申請書（別記様式第1号の1） | 1部 |
| 二 論文目録（別記様式第2号） | 6部 |
| 三 学位論文（和文又は英文とする。） | 6部 |
| 四 学位論文要旨（別記様式第3号：和文2,000字又は英文1,200語程度） | 6部 |
| 五 学位論文の基礎となる学会誌等に発表された学術論文（掲載予定である場合は、掲載承諾証明書又は出版契約書の写）及び既発表の参考論文 | 各6部 |
| 六 承諾書（基礎となる学術論文が共著である場合は、共著者の承諾書を添付すること。）
（別記様式第4号） | 各1部 |

2 第2条第3号の括弧書きに掲げる者で退学後1年を超えた場合は、前項の提出書類に学位論文審査手数料（以下「手数料」という。）を添えて提出しなければならない。

（学位論文の受理及び研究科教授会への付議）

第5条 研究科長は、前条の規定により学位論文の提出があったときは、研究科教授会に付議し、受理の可否を決定する。

2 前項の研究科教授会において、主指導教員（推薦教員）は、申請者の経歴、研究指導の状況及び研究の概要等を報告するものとする。

3 研究科長は、受理した学位論文の審査及び最終試験を研究科教授会に付託する。

第3章 論文提出による博士の学位

（学位論文の提出資格）

第6条 論文提出による学位の授与を申請することのできる者は、次の各号の一に掲げる者とする。

- 一 研究科博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者
- 二 別表に定める研究歴を有する者

（学位論文の提出手続き）

第7条 前条に掲げる者が学位論文の審査を受けようとするときは、次に掲げる書類に手数料（前条第1号に掲げる者のうち、退学の日から1年以内の者を除く。）を添えて研究科長に提出しなければならない。

- | | |
|---|-----|
| 一 学位申請書（別記様式第1号の2） | 1部 |
| 二 論文目録（別記様式第2号） | 6部 |
| 三 学位論文（和文又は英文とする。） | 6部 |
| 四 学位論文要旨（別記様式第3号：和文2,000字又は英文1,200語程度） | 6部 |
| 五 学位論文の基礎となる学会誌等に発表された学術論文（掲載予定である場合は、掲載承諾証明書又は出版契約書の写）及び既発表の参考論文 | 各6部 |
| 六 承諾書（基礎となる学術論文が共著である場合は、共著者の承諾書を添付すること。） | |

(別記様式第4号)	各1部
七 成績証明書(本研究科に入学して退学した者)	1部
八 履歴書(別記様式第5号)	1部
九 最終学校の卒業証明書又は修了証明書	1部
十 研究歴証明書(別記様式第6号)	各1部
十一 主指導教員の資格を有する教員の推薦状(以下この推薦状記載の教員を「推薦教員」という。)	1部
十二 外国語試験受験科目届(別記様式第7号)	1部
十三 その他必要と認めるもの (資格審査)	

第8条 研究科長は、前条の規定により書類等の提出があったときは、第6条及び第7条の要件の具備及び学位論文の内容及び水準の審査(以下「予備審査」という。)を獣医学研究科主指導資格教員から選出した2名の教員(以下「予備審査委員」という。)に付託する。

第9条 予備審査委員は、速やかに予備審査を行い、その結果を研究科長に報告する。

(学位論文の受理及び研究科教授会への付議)

第10条 研究科長は、前条の予備審査の結果を研究科教授会に付議し、学位論文の受理の可否を決定する。

2 前項の研究科教授会において推薦教員は、申請者の経歴及び研究の概要等を報告するものとする。

3 研究科長は、学長からの付託に基づき、受理した学位論文の審査及び本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認(以下「学力の確認」という。)を研究科教授会に付託する。

第4章 論文の審査

(学位審査委員会)

第11条 岩手大学大学院獣医学研究科・東京農工大学大学院農学府共同獣医学専攻代議員会(以下「代議員会」という。)は、学位論文ごとに速やかに学位審査委員会を設ける。

2 学位審査委員会は、主査1人、副査4人以上の委員をもって組織する。

3 主査は、原則として主指導教員以外の岩手大学の共同獣医学専攻を担当する教員とし、副査には岩手大学及び東京農工大学の共同獣医学専攻を担当する教員をそれぞれ1名以上含むものとする。

4 副査には、旧岐阜大学大学院連合獣医学研究科の構成大学の資格教員であった者2名を上限として含めることができる。

5 学位審査委員会の主査及び副査は、代議員会において選出する。

6 研究科教授会が学位論文審査のため必要と認めた場合は、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(審査、最終試験又は学力の確認)

第12条 学位審査委員会は、学位論文を受理した日から岩手大学学位規則第10条に定める期間内に審査、最終試験又は学力の確認を終了し、その結果を文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

2 最終試験は、第2条に規定する者について学位論文の内容を中心として関連ある科目又は専門分野等について口頭又は筆記により行うものとする。

3 学力の確認は、第6条に規定する者について学位論文に関連ある専攻分野及び外国語について、口頭又は筆記により行うものとする。この場合において、外国語試験については1か国語を課するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、第6条第1号に規定する者が退学の日から3年以内に学位の授与を申請した場合には、学力の確認を第2項に規定する最終試験に準じた試験に代えて行うものとする。

5 第1項に規定する報告の文書は、学位論文審査の結果の要旨(別記様式第8号)、最終試験の結果の要旨(別記様式第9号)、学力の確認の結果の要旨(別記様式第10号)及び最終試験に準じた試験の結果の要旨(別記様式第11号)とする。

(合否の決定)

第13条 研究科教授会は、前条の報告に基づいて審査の上、投票により合否を決定する。

(学位の授与)

第14条 前条により、合格と判定された者に、博士の学位を授与する。

(専攻分野)

第15条 前条の学位を授与するに当たっては、次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

獣医学

(報告)

第16条 研究科長は、研究科教授会が学位授与の可否を議決したときは、速やかに岩手大学学位規則第14条の規定に基づき学長に報告するものとする。

第5章 雑則

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は研究科教授会の議に基づき、研究科長が定める。

附 則

(省 略)

この細則は、令和6年10月10日から施行する。

別表（第6条第2号関係）

学 歴 区 分	研 究 歴
大学における修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業又は修士課程を修了した者	5年以上
修業年限4年の大学を卒業した者	7年以上
上記以外の者	研究科教授会において決定する。

（ 別記様式省略 ）

4. 岩手大学大学院獣医学研究科における課程修了による 博士(獣医学)の学位の取り扱いに関する申し合せ

(平成30年4月1日制定)

岩手大学大学院獣医学研究科における課程修了による博士(獣医学)の学位の取扱いは、岩手大学大学院獣医学研究科の学位論文審査等に関する細則のほか、この申し合せによる。

- 1 学位論文は、単著であること。
- 2 学位論文の基礎となる学術論文（以下「基礎となる学術論文」という。）を1編以上有するものとする。
- 3 基礎となる学術論文は、審査制度の確立されている学術雑誌に掲載あるいは受理されたものであること。
学術雑誌とは、学位論文の基礎となる学術論文の基準(平成30年4月1日制定)第2項を満たすものとする。
- 4 基礎となる学術論文のうち、共著のものについては、申請者以外の共著者が学位申請の基礎となる学術論文として使わない旨の文書を添付すること。
- 5 論文目録は、学位論文及び基礎となる学術論文ごとに発表年代順に列記するものとする。
なお、既発表学術論文がある場合には、基礎となる学術論文の次に列記するものとする。
- 6 審査委員会は、公開の論文発表会を開催するものとする。
 - 一 論文発表会は、原則として主指導教員が所属する大学において行うものとする。
 - 二 申請者は、論文発表会においては、日本語あるいは英語で発表するものとする。
 - 三 論文発表会の開催にあたっては、開催日の2週間前までに申請者の氏名及び論文題目並びに開催の日時及び場所を公示するものとする。

附 則

この申し合せは、平成30年4月1日から施行する。

5. 岩手大学大学院獣医学研究科における学位論文に関する確認

(平成30年4月1日制定)

1. 学位論文

学位論文は、学位申請者が自ら遂行して得た研究成果をまとめたものである。

2. 基礎となる学術論文

- 一 学位論文の内容で、申請時までに本研究科が定める学術雑誌に掲載あるいは受理されていること。
- 二 筆頭著者であること。
- 三 共著のものについては、申請者以外の共著者が学位申請の基礎となる学術論文として使わないこと。
- 四 在学中の申請にあつては、在学期間中に投稿及び掲載受理されていること。

3. 既発表論文

- 一 申請時までに本研究科が定める学術雑誌に掲載された基礎となる学術論文以外の発表論文。
- 二 在学中の申請にあつては、在学期間中に掲載されていること。
- 三 学位論文の本文としないこと。

4. 審査

学位論文に係わるオリジナリティと研究の主体性の観点から、学位審査委員会が内容とともに前項一～三についても審査を行う。

附 則

この取扱いは、平成30年4月1日から施行する。

6. 学位論文の基礎となる学術論文の基準

(平成30年4月1日制定)

- 1 博士課程において、研究成果を論文として社会に広く公表する能力の涵養は不可欠である。この観点から、本研究科では、学位論文作成にあたり全体若しくはその一部について、専門領域の学術雑誌に投稿し審査を受けた上、採録されることを義務とし、この学術雑誌に掲載された論文を「基礎となる学術論文」とする。
- 2 前項の専門領域の学術雑誌を以下に定義する。
 - 一 学位論文申請時に、最新の **Journal Citation Reports** において **Impact Factor** を有する学術雑誌とする。
 - 二 前号以外に、次の条件を全て満たす学術雑誌については、主指導教員資格者からの申請(別紙様式)に基づき研究科教授会が認定する。
 - ① 年1回以上の学術集会を開催し、会員数が300名以上の学術研究団体の発刊雑誌
 - ② 審査制度が確立されている学術雑誌
 - ③ 年4回以上定期的に刊行される学術雑誌
 - 三 その他研究科教授会で認定した学術雑誌
- 3 既発表学術論文についても本基準に準ずるものとする。
- 4 本基準は、平成30年度入学者から及び論文提出による学位申請者は平成34年度からそれぞれ適用する。

附 則
(省 略)

この基準は、令和6年10月10日から適用する。

(別紙様式省略)

7. 標準修業年限（4年）未満で学位論文を提出する場合の研究業績の基準について

（平成30年4月1日制定）

岩手大学大学院獣医学研究科の学位論文審査等に関する細則第2条第1項第2号に定める「特に優れた研究業績」を上げ、標準修業年限（4年）未満で学位申請をしようとする者の研究業績の評価は、下記によるものとする。

記

1. 学位論文の基礎となる学術論文（単著論文又は共著論文のうち筆頭著者である論文）が、次のいずれかに該当する場合は、「特に優れた研究業績」としての評価を満したのものとする。
 - 一 研究科教授会で認定された学位の基礎となる学術論文掲載雑誌に掲載又は受理されたものを3遍以上有する場合
 - 二 研究科教授会で認定された学位の基礎となる学術論文掲載雑誌に掲載又は受理されたものを2遍以上有し、かつ、学位を申請する前年度のJournal Citation Reports, SCI でインパクトファクターが総計して3以上有する場合
2. 研究業績は、獣医学研究科において主指導教員の指導のもとに行ったものを原則とする。

附 則
（省 略）

この基準は、令和6年10月10日から適用する。

（ 別紙様式省略 ）